

「令和8年度上期女性向け創業者研修」を開催します
～創業時に必要な基礎知識を学びたい女性の参加者を募集します～

千葉市では、創業意欲の高い女性起業家を対象に、女性ならではの視点や感性を活かした創業を支援する「令和8年度上期女性向け創業者研修」を令和8年7月11日から開催しますので、お知らせします。

また、本研修の参加者を募集しますので、併せてお知らせします。

1 概要

創業時に必要となる「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」に関する知識を、全5回の講義および個別相談で習得できる研修です。また、グループワークや最終日の交流会を通じて、創業を目指す仲間づくりや創業支援機関との関係構築ができます。

(1) 集合研修（全5回）

ア 開催日程（時間は各回9：00～12：30）

	開催日	テーマ
第1回	7月11日（土）	私らしい事業の軸をつくる
第2回	7月18日（土）	自然に売れるしくみをつくる
第3回	8月1日（土）	お金の流れを学んで強い事業をつくる
第4回	8月8日（土）	長く続けられる体制を築く
第5回	8月22日（土）	ビジネスプランを発表して共感を集める

※単発での参加は不可

イ 会場 市役所内

(2) 個別相談

ア 内容

集合研修の内容に関する質疑応答や、受講者が作成した事業計画書のブラッシュアップ等を行います。

イ 時間

受講者1人につき1回1時間

ウ 開催方式

オンライン形式

エ 実施時期

集合研修の第1回から令和8年8月21日（金）までの間

(3) 交流会

ア 内容

受講者同士の交流に加え、創業支援機関や金融機関の担当者を招き、受講者が自身のビジネスプランを発表・共有する機会を設けます。

イ 実施日時

8月22日(土) 13:30～15:30 (集合研修第5回終了後)

※終了時間は変更となる場合があります。

ウ 会場

市役所内

(4) その他

本研修は特定創業支援等事業に位置付けられた研修です。

特定創業支援等事業とは、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識のすべてを習得できる創業塾・創業者向け研修等として、千葉市創業支援等事業計画に記載され、国の認定を受けたものです。

特定創業支援等事業による支援を受けた方は、一定の条件を満たす場合、会社設立時の登録免許税の軽減その他の優遇措置を受けることができます。

なお、本研修においては、集合研修を2回以上欠席した場合および個別相談を受けなかった場合は上記の優遇措置の対象外となります。

※優遇措置を受ける条件等の詳細は市ホームページをご確認ください。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/sougyoshienkeikaku.html>

2 受講費

5,000円(税込み)



3 対象者

千葉市内で創業を検討している女性、または創業後間もない女性

4 定員

20人

※応募多数の場合は抽選

5 参加方法

6月12日(金) 17:00までに市ホームページからお申し込みください。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/r8jyoseisougyosyakensyu.html>



6 問い合わせ先(事業受託者)

株式会社 PLUS-Y

メール info@plus-y.biz